「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

１． **サプライ**チェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 国内の輸配送の物流領域において、取引先や物流事業者等との協働により、サプライチェーン全体における業務効率化と環境負荷低減に貢献いたします。
b. 物流事業者等に対し、配車業務を支援するシステムなど、パートナー支援サービスの拡充を進めます。
c. DXの推進・協業によるイノベーション強化により、取引先・物流事業者等のみならず多様な企業とのデータ連係・仕組みの活用による輸配送の全体最適化を推進いたします。

２． 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。原則として定期継続的な業務の取引対価の決定に当たっては、下請事業者と協議を行い、労務費の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議して決定します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面（発注書含む）等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、定期継続的な下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更の抑制に努めます。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

３．その他（任意記載）

「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済みです。

取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格については相場等に基づき合理的に依頼・交渉します。

2024 年 12 月２日

企　業　名	役職・氏名（代表権を有する者）
トランコム TS 株式会社	代表取締役社長　原 田　拓 也

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。